

令和5年第5回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和5年12月21日（木）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和5年12月21日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 議席の指定について
 - 日程第2 会議録署名議員の指名について
 - 日程第3 議会運営委員会副委員長互選の結果報告について
 - 日程第4 会期の決定について
 - 日程第5 代表理事挨拶
 - 日程第6 一般質問
 - 日程第7 議案第14号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第8 議案第15号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第16号 有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第10 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和5年12月21日 午後0時30分
6. 会議録署名議員 8番 北本 将幸 16番 亀崎 清貴

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸
監 査 委 員	近 藤 克 也

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	事 務 局 次 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	門 前 秀 秋
	業 務 管 理 課 長	浦 田 武 男
	会 計 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 CP 5 施 設 長	中 村 淳 児
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	藤 原 一 豊
	業 務 管 理 課 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	福 島 力 男
	総 務 課 財 政 係 主 任	長 田 修 平
消 防	消 防 長	村 上 和 浩
	消 防 次 長 兼 予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	総 務 課 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	平 本 正 義
	総 務 課 長 補 佐	吉 岡 繁 雄

8. 出席議員（16名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	前 田 裕 二
4 番	野 田 ゆ み
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	中 尾 嘉 男
10番	功 刀 圭 一
11番	林 和 廣
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時00分）

議長 皆様おはようございます。ただいまから、令和5年第5回有明広域行政事務組合議会定例会を開会し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1「議席の指定について」、議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。9番 中尾議員。以上のおとり議席を指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名について」、会議録署名議員につきましては、8番北本議員、16番亀崎議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第3「議会運営委員会副委員長互選の結果報告について」、去る、11月30日に実施されました議会運営委員会において、有明広域行政事務組合議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会委員による副委員長の互選がっておりますので、その結果をご報告いたします。

議会運営委員会副委員長に7番一瀬議員が互選されました。

以上のおとりであります。これにて報告を終わります。

日程第4「会期の決定について」お諮りいたします。

会期は本日12月21日の1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって 会期は本日12月21日の1日限りと決定いたしました。

日程第5「代表理事挨拶」をお願いいたします。藏原代表理事。

藏原代表理事 皆様、おはようございます。

本日、令和5年第5回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にご参集をたまわりまして、誠にありがとうございます。皆様方には、平素から当組合の運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、令和5年組合定例会も、本会議を残すのみとなりました。議員各位におかれましては、1年に渡り、組合運営に際し、慎重なる御審議を賜りましたことに厚く御礼を申し上げたいという風に存じます。本当にありがとうございました。

今年1年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、感染症法上の位置付けが2類から5類に移行し、コロナ禍以前を思い出すような、数々の催しが各地で盛況に行われました。

これから迎える新年におきましても、皆様にとりまして、より一層の飛躍の年となることを心よりご祈念を申したいと存じます。

さて、本定例会に上程をいたします議案でございますが、「令和4年度組合決算の認定について」が1件、「条例の一部改正について」が1件、並びに、「令和5年度一般会計補正予算」が1件の計3議案をご提案申し上げるものでございます。

なお、議案の説明につきましては、事務局及び消防より説明をいたさせますので、議会にお

かれましては、上程いたしております議案につきまして、慎重なご審議を賜り、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます、招集にあたってのご挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 日程第6、これより「一般質問」を行います。

一般質問については、15番濱崎議員、11番林議員より通告がっております。

濱崎議員の質問を許します。

濱崎議員 おはようございます。長洲町出身の濱崎久でございます。満足のできるような答弁をいただいておりますので長くなりましたが、今回も前回に続いて同じ質問でございます。消防施設用地として長洲町有地を有明広域行政事務組合は借受けていながら管理不足により他の事業者が使用するという又貸し状態の顛末はどうなったか伺うものでございます。消防長並びに関係者の答弁をいただきたいと思っております。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 おはようございます。消防本部の消防長をしております村上です。答弁に入ります前に議長の方に配布資料の許可をいただきたいと思っております。

議長 はい、許可します。

村上消防長 それでは資料を配布させていただきますのでしばらくお待ちください。

それでは濱崎議員の一般質問にお答えいたします。旧長洲分署の消防施設用地につきましては昭和49年10月25日付で長洲町と土地使用貸借契約を締結し無償で使用させていただいております。令和3年7月1日から新長洲分署開庁に伴い旧長洲分署用地の用途が6月30日に廃止となったため組合と長洲町で土地貸借変更契約書を交わしましたが遡っての契約であったため議員よりご指摘を受けておりました。前回一般質問の代表理事の答弁にもございましたように長洲町に調整、修正をお願いして適正な事務処理を行うようにと指示がございましたので対応した内容についてご説明をさせていただきます。お手元の方に土地貸借変更契約書の訂正・加入の写しを今お配りさせていただきました。平成5年12月15日に組合と長洲町で手続きを行いまして変更契約日、令和3年6月30日を実際に契約を交わした日である令和4年3月30日に2文字訂正、適用時期につきましてはこの契約は令和3年6月30日に遡及し効力を有するものとする32文字加入をする内容で合意をいたしましたものでございます。今回の手続きによりご指摘の部分の事務処理につきましては後世に残ることとなります。今後におきましては事実発生時に適切な対応及び手続きを取るように徹底して業務に精励してまいりたいと存じております。

次に業者の不正使用につきまして濱崎議員よりご指摘いただいた時点では消防本部では状況の把握ができておりませんでした。長洲町から土地を借用している限り管理上の責任は消防にあることは明白でございます。業者や長洲町からご相談があった時点での対応も慎重に行う必要があったのではないかと反省をしているところでございます。また業者と長洲町が普通財産貸付契約を交わされた時期や契約内容についても把握ができていなかったことにより長洲

町、組合及び業者間で重複貸付状態になりご心配とご迷惑おかけしましたことにつきまして本当に申し訳なく思っております。すいませんでした。長洲町と業者が令和4年11月21日に変更契約を締結されたことにより重複貸付状態は解消されましたが、重複貸付期間の令和3年6月28日から30日までの3日間が不正使用に当たるのではないかとご指摘をいただいております。このことにつきましても再度、当時長洲分署長をしていた職員への聞き取り及び報告書の提出を求めたところ、令和3年6月28日は新長洲分署の落成式、6月29日は人員車両等の引っ越し、6月30日旧庁舎の後片付けを行っており、その期間において旧庁舎や敷地への工事関係者や車両等の出入りについて確認しておりません。またそのような報告も分署吏員からは受けてない旨の報告書が提出されました。この報告により業者の不正使用についての実態はなかったと認識をいたしました。今回の問題を消防本部内で十分精査しまして今後同じ間違いが起らないように報告・連絡・相談を徹底し、消防業務以外の部分につきましては十分に事務局総務課と協議を行いながら事務処理の徹底を行ってまいります。今回の件につきましては本当に申し訳ございませんでした。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 契約書のことにつきましては指摘しましたことを訂正していただいたということで残したいと思います。監査委員の方にも大変ご足労いただきましたけど、これで経過がわかるのではなかろうかと、いわゆる今の時点では協議していますけれど、後世の人たちがその当時どのような処置をしたかということがわかるような書き方をしておかなければならないというのが私の指摘でございました。ですからこのように訂正をされたということで文書的には十分ではなかろうかと思うわけです。ちょっと議長、休憩をいいでしょうか。

議長 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時21分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 濱崎議員の再質問にお答えします。ご指摘の通り、令和4年12月26日の定例会の一般質問において、消防長答弁の中で「事業者が使用されていたということです。」という文言が会議録として残っております。この部分については誤りというところで訂正・削除をさせていただきたいと考えております。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 今、令和4年の12月の議会答弁は虚偽答弁であったという訂正がなされました。この問題は一番最初に事業者が消防の方に施設を貸してくれと申し出をした時に毅然とした態度で断っておけばこの問題は無かったわけなんですよ。いわゆる長洲町の土地を広域組合として借用したら借用した側に管理する責任があるわけなんですよね。ですからそういうようにして消防署として利用しているんだから事業者に貸付ができない、又貸しはできないということで毅然として断っておけば後の問題はなかったわけなんです。これを色々私が質問した中において答弁を聞いておりますと、最終的には長洲町に相談に行ってきたという指示をされたというような答弁もなされておりますが、そういうようなあやふやな管理の仕方をしているからこういう問題が出てくるわけなんですよ。今後そういったことには十分気をつけて、どこに責任があるか、どこに管理する義務があるかというようなことを十分捉えてこの仕事をやっていただきたいと思うものです。長く3回か4回の議会に渡って質問をしてまいりましたが、土地使用変更の契約書の書き方についてもまずかった点を私は指摘しました。今回そういう風に訂正もいただきました。それから消防長の十分なる反省の弁も聞くことができました。また虚偽答弁について修正もなされました。後世の方にもこういう経路をたどって今回の問題が終決したということをご記憶いただきたいと思えます。以上で終わります。

議長 以上で、濱崎議員の質問は終わりました。引き続き、11番林議員の質問を許します。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 おはようございます。玉東町の林和廣です。これから質問を始めます。広域消防について、1. 有明広域2市4町で行われている出初め式の現状と、それへの関わりはどうか。2. 各市民・町民への広報活動として出初め式へ隊員及び最新鋭・高規格の消防車・救急車ハシゴ車等を派遣し、パレードやデモンストレーションを行う考えはないか。3. 防災センターへの視察・研修の現状はどうか。促進すべき課題は。この質問に対して代表理事及び消防長からの答弁をお願いいたします。以上です。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 林議員のご質問にお答えいたします。まず1点目、有明広域2市4町の出初め式についてでございます。現在、2市4町の出初め式につきましては消防団出初め式として各市町で主催され開催されております。令和6年は1月7日日曜日に玉東町、長洲町、和水町、1月13日土曜日に南関町1月14日日曜日に荒尾市と玉名市で出初め式が予定されております。基本的に出初め式の内容につきましては式典、分列行進、通常点検、玉落とし、防水合戦、一斉放水と各市町で歴史があり、それぞれ特色のある出初め式となっております。有明広域行政事務組合消防本部の場合は一部事務組合の消防となりますので常備消防での出初め式は開催しておりません。消防職員は基本的に週休非番の職員が消防署や分署が位置する市町の消防団出初め式への式典への参加、通常点検要領等を指導、玉落とし等の競技のお手伝いを実際協力させていただいております。また消防長や消防署長には来賓として各市町よりご案内をい

ただいておりますので、それで出席をさせていただいているということになります。

続きまして2点目の各市民、町民への広報活動として出初め式への職員及び車両の派遣についてというご質問になります。消防団出初め式開催時に広報活動として緊急車両等を派遣して訓練等や車両の展示等は人的にも対応は難しく現状では実施しておりません。構成市町からご相談があれば検討はしますが消防車や救急車及びはしご車の車両を派遣となれば緊急車両ですので別に人員を割り振る必要が生じます。また同時期に消防団出初め式が開催されますので他の地域へ派遣することはとても難しい状況でございます。

有明広域消防本部では地域住民の方に対していろいろな広報活動を現在行っております。1年を通して機会を捉えながら色々な広報活動や行事及び総合訓練等を実施しております。具体的に申し上げますと春季・秋季の全国火災予防運動週間での行事や訓練、荒尾ゆめタウンシティモールでの救急フェア、荒尾市玉名市の防災訓練への参加、熊本県北病院フェスタへの消防車両等の派遣、東部環境センター・クリーンパークファイブフェスタへの消防車両等の派遣、あらたま地区幼年消防大会への車両展示等で対応を取っております。また合わせまして広報ありあけに消防に関する広報記事の掲載もしております。それと消防本部1階に併設しておりますありあけ防災館での体験学習を通して消防の仕事、火災予防、防災対策等について地域住民の方々へ情報発信と合わせて消防車両等の見学を行っているところでございます。ご説明しましたようにかなりの行事・訓練等を行っておりますので、現時点で何かに特化したイベント等については現状考えていないという状況でございます。

3つ目の防災センターへの視察研修の状況につきましてご説明いたします。防災センターの正式名称はありあけ防災館と言います。令和3年5月に開館予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの影響によって開館を延期し同年7月に開館しております。その後もコロナ禍の状況の中、休館を何度も経験をいたしましたというところになります。現在、ありあけ防災館の担当者は私たちの先輩である再任用職員3名と会計年度任用職員2名の5名で対応をさせていただいております。防災館の利用状況でございますが令和3年の利用者は1,878人、令和4年は2,428人、令和5年は12月20日時点で3,453人と右肩上がりが増えております。利用者につきましては幼年消防クラブを始め、幼稚園、保育園、小学校学童保育の各団体、中学生の職場体験、高校生、消防団、自主防災組織、敬老会、福祉施設関係それと館内の各事業所それと家族や個人での利用が多岐にわたって利用をさせていただいております。利用者の内訳でございますが管内の利用者が3,026人、管轄外で県内の利用者が322人、県外が105人と広い地域から来場を頂いております。当初の目的は十分に達成できているという認識を持っております。促進すべき課題につきましてですが、まだ有明管内でも十分に認知度があるわけではございませんのでありあけ防災館職員が定期的に館内の各市町村の教育委員会、高校、大学や福祉施設、各事業所等にチラシの配布等のご案内をしているところです。1人でも多くの方に来ていただき、いざという時の備えや対処方法及び行動を体験学習していただきたいと考えております。またありあけ防災館の各施設や映像等のコンテンツのさらなる検討や季節に応じたイベントの開催を行うなど多くのテーマや課題を持ちながら今後も事業に取り組んでいき

いと考えております。以上でございます。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 詳しいご答弁をありがとうございました。それでは頭の方から行きます。防災学習センターの件ですね。ここに2市4町の方が集まっておられますけれども玉名郡4町議会で毎年1回議員研修を合同で行っております。この時過去に今度は何ぼしようかということを目にしましたのでうちの議長にじゃあAEDで消防本部から呼んだらどうですかと言ったら、その時は素早い対応で来ていただいて講習をしていただきました。そんな具合で非常に対応はしていただいたんですけどもね。例えば夏休みにキッズ防災塾、そういうのもやっておられますよね。そこで防災学習センターでの研修はいろんな体験ができる良さはありますが、センターまで出向くのが困難な学校や職場の場合の対応はどんな形でされておりますか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの林議員の再質問にお答えします。実際、そういう場合につきましては地元にある消防署、分署の方にご相談いただいて、そちらの方から職員が出向しまして対応できる範囲内での対応をさせているというのが現状でございます。以上です。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 先ほどセンターのご利用いただく方が非常に増えているということをお聞きいたしました。なかなか実績が生まれているなと思います。そこで例えばキッズ防災塾なんかでも10回もやられているみたいですけども、2市4町管内の中に37校の小学校があります。この中でやはり防災センターに行っていないところもあると思うんですよね。ただその辺の分析をなさって分署から出かけて学校でというのも分かりますけれども将来的にはどうしたらまだ来てない学校の生徒を呼び込めるかということも良ければ検討していただきたいと思います。

それでは1番の方に行きます。有明広域事務組合の運営は約50億円、その8割は2市4町の負担金で賄われています。その中で消防吏員が人員的には半分以上、人材的にはまだ10名増えて290人中230名となっています。もちろんこれは社会的に必要としている現状です。消防自動車を始め最新鋭高規格装備の機材、資材が求められているがゆえのことです。しかし広域事務組合組織がこれほどとは私、組合議員になるまで恥ずかしながらあまり知りませんでした。発行されている広報紙ありあけでなんとなく知るだけで自分自身に認識が疎かったことを今恥じています。広域2市4町15万人ほどの市民・町民の方々へより広くより深く伝え、訴えて行かねばとの思いにかられました。まずは形の見える、見て記憶に残す手段として有明消防本部からの各市・各町で行われている出初め式に参列、模擬訓練や機材、資材の実演などで関わりを深めた方が広報の効果は大きいと考えての今回の質問です。実践を手段としての広報については先ほどいろんなイベントに参加されていることを報告いただきましたので分かります。では形を変えて各地域に消防団があります。災害時の待機、正月前の今だけの夜警、

行方不明者の捜索、いざ火事という場合の初期消火に加え、その後の火事場の片付けなど多くの活動に地域に大きく貢献されています。地域の消防団が義務感とボランティア精神を發揮して関わってくれています。その存在は地域社会に不可欠です。しかし現状は少子化による人口減少もあって新しく入団される人材が特に火事場に駆けつけてくれる基本団員が少ない。だからと言って無策では地域社会が成り立たなくなります。そういうことも含めて現在活動をしている消防団員を鼓舞することによって励まし勢いづける絶好の場が出初め式だと考えます。地域の消防団の入団を喚起してモチベーションを高める、その役割は各自治体だけでなく、消防本部にもあると考えますが、いかがでしょう。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 林議員の再質問にお答えします。最初の答弁の中でご説明しましたように有明広域消防本部につきましては一部事務組合の消防ということになります。実際は常備消防の部分を今担っているということになります。消防団につきましては構成市町、各自治体の方で対応を実際、今取られております。その中で色々な対応を取る際に各市町の消防団と常備消防は密接に連携を取りながら対応をしているということになります。ご指摘の通り消防団員の減少というのは社会的に今日本全国各地で見られる現象でございます。その部分につきまして常備消防としても危惧している部分がございますけれど、直接常備消防の方でその部分の対応を行っているという部分がございます。実際将来的にその部分をどうしていけばいいかというのは私たち常備消防も考えているところではございますけれども、現状は新入団員の方の訓練の対応それと各行事の中で機会を見つけながら地元の消防団の方とホースの延長訓練とか延焼防止訓練とか色々な機会の中で常備消防も関わらせていただいて、少しでも消防団の方といい連携ができればということで、現在対応を取っているところでございます。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 今予備消防と出ましたので聞きやすくなりましたが、よく新聞とか災害の時に報道される中で警察、消防士、それから自衛隊と災害救助隊ではよく言われます。その中で自衛隊ですね。先ほど予備消防と言われたのと同じで予備自衛隊と言って自衛隊のOBとか途中で止められた方がいらっしゃいますが、その方が仕事で現役で頑張っているんですけども偶然私も事業を営んでいますが、うちに予備自衛隊員がおったんですね。その時に自衛隊が年に1回予備自衛隊の人たちを訓練する時に事業所の理解と協力を得るためにこういうことがありました。隊員はもちろん1週間なりの報酬というのをもらえますけれども理解と協力を得るため事業所にも協力金みたいなのがあったんです。そういうことは他の方に聞くべきかどうか分かりませんが、消防の世界ではそういうことは耳にされたことはありませんか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 林議員の再質問にお答えします。今ご質問をいただいた対応については常備消防

でそのような対応を取るといことはございません。実際、近隣で言いますと熊本市とか山鹿市それと大牟田市、ここは単独の消防になりますので実際常備消防と非常備消防の対応を消防の方でやっておりますけれども、有明広域の場合は一部事務組合ですのでその部分につきましては市町村の方で対応を取られているという認識をしております。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 消防団がなかなか入る方もおられないと、減るばかりということで自衛隊の場合を言ったので村上消防長が考えるべきことではないかもしれませんが、これは1つの別の災害救助隊の部隊のそちらの世界のことも耳に入れて、じゃあ減る団員とか消防士になるものがいなくなった場合の手段として一応耳に入れといていただきたいと思います。

続けます。今玉東町の出初め式で目を引くのは保育園児たちの豆消防団の消化活動や火消しのはしごのぼりなどです。園児たちの家族やマスコミなどである程度の観客はあります。そこに消防本部からの実演が加われば多くの町民の見物も増え消防の何たるかの意義、理解は自然と深まるかと思えます。派遣職員に混じって新人のふるさと消防士の紹介でもあればなおさらその家族も来てくれます。玉東町の9月議会で町の出初め式に広域消防を呼んだらどうかとの質問を町長に私はしました。その時の前田町長の答弁はこうでした。「はしご車とか高規格の救急車とかそれから救助車とかあります。そういうのを展示して見せるのも子供たちには必要かと思う。しかし出初め式の頃はみんなどこも一緒なんです。だから玉東のために来るのは難しいんじゃないかと思う」との答弁でした。消防本部の協力の効果は認めながらも、日程については少々遠慮した配慮でした。どこも同じ時期で重なりますので毎年来てくれと求めているわけではありません。先ほど3日の割り振り例を聞きましたけれども、日程的な調整はどんな形であれば可能と考えられますか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 林議員の再質問にお答えいたします。出初め式の時にそういうはしご車とか救助工作車こちらをお持ちすることは最初の答弁でも述べましたように、どうしても人為的な問題がございますので難しいというのが現状でございます。実際、玉東町においても玉東分署がございます。そちらの方には高規格救急車それと最新鋭の消防車を配備しております。地元の小学生それと幼稚園、保育園関係も分署の方にも来ていただいて車両、職員に触れていただいているという話は私の方にも報告が上がっております。つきましては現状で出初め式のタイミングということではなくて色々な行事、イベント等を通じてそういう機会があれば検討ができないわけではないというところでございます。以上です。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 私は出初め式そのものも1つのイベントと考えるんですけれども、先ほど説明のあった熊本県北病院で9月30日病院フェスタが開催され、そこに消防本部から派遣された消防自

動車、救急車など消防士の説明とはしご車の実演があっていました。かなりの人だかり、特に若い家族連れが多かったし2歳と5歳の私の孫も小躍りしました。大衆に向けての広域消防のPRも含めてイベントに参加されていることに嬉しく思いました。イベントに行くならば出初め式にも行っていいわけでしょう。どこが違うんでしょうか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 林議員の再質問にお答えします。実際イベント等に出向する場合には1ヶ月以上前にそういうご相談を受けまして消防本部内、実際消防本部で対応ということではなくて実際は荒尾消防署、玉名消防署の方で基本的には対応をとります。そこで計画を立ててその日の人員割り振りをどうするのか、そういう詳細なところまで調整を行って派遣出向をしております。簡単にどこのイベントに車両を持っていくというようなことは実際はやっておりません。緊急車両で高額な車両になります。実際は現場活動をするというのが本来の車両の目的になりますので、そのあたりは十分ご理解をいただきたいと思います。

林議員 はい、議長。

議長 林議員。

林議員 じゃあ最後にします。消防士ももちろん地域の消防団の人材確保のためにも啓発、広報の一環として各自治体への出初め式などに前向きに派遣、参加を申し出るべきではないかと私は思います。広域組織もすでに50年を超えました。現在の存在の重要性をアピールするためにも要請があれば、あるいは要望活動、そういう要望があればではなくて消防本部にもご立席の各理事、首長さんにもお願いして双方とも出初め式のあの注目される場に消防隊が来ていただいて花を添える、そういうんじゃなくて理解を深めてもらいたいと思っています。すぐ来いとは言っていません。1年後2年後3年後でも結構です。ただ議論の場に持って行ってもらいたいと思います。以上、終わります。

議長 以上で、林議員の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第14号「令和4年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 事務局長の中嶋でございます。提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1

ページをお願いいたします。

議案第 14 号、令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入決算の認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものとする。

令和 5 年 12 月 21 日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 蔵原隆浩。

別紙でお配りしております、令和 4 年度一般会計歳入歳出決算書でございますが、5 ページをお開きいただきたいと思います。

令和 4 年度一般会計決算額につきましては、歳入総額 46 億 7,968 万 7,151 円、歳出総額 45 億 3,404 万 9,011 円、歳入歳出差引残額 1 億 4,563 万 8,140 円でございます。また、歳入歳出差引残額のうち、1 億 66 万 9,140 円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金への積立てを行っております。次ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細書等につきましては、11 月 30 日、木曜日の決算勉強会で、事前に御説明申し上げているとおりでございますので、説明につきましては省略させていただきます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

監査委員 はい、議長。

議長 近藤監査委員。

監査委員 監査委員の近藤でございます。令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の審査につきまして意見を申し述べさせていただきます。

審査に付されました令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書。同じく事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第 166 条、同法施行規則第 16 条に準拠して調整され、関係書帳簿、証拠書類と係数は符合し、いずれも適正に表示されているものと認めました。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第 7、議案第 14 号「令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり認定いたしました。

議長 日程第 8、議案第 15 号「有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第15号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月21日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 藏原隆浩。

提案理由でございますが、令和5年人事院勧告に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の主な内容についてでございますが、人事院によりますと、本年は昨年を引き続き、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を平均3,869円(0.96%)上回る結果となり、そのため、初任給及び若年層について俸給月額が引き上げられております。

また、ボーナスについても、民間における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が公務員を上回ったことから、年間4.4月分から年間4.5月分に引き上げられております。なお、組合管内においては、2市4町とも国公準拠の原則に基づき、12月議会において、議決予定とのことでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第8、議案第15号「有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第9、議案第16号「令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

議案第16号、令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,912万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,829万5千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 蔵原隆浩。

補正の内容でございますが、衛生施設及び清掃施設建設に伴う交付税の確定による設置市町負担金の補正及び人事院勧告による給与改定並びに職員の人事異動等に伴う補正、また、クリーンパークファイブの、焼却施設におけるゴミ破砕機の取替修繕に伴う補正でございます。議案書の9ページをお願いいたします。

まず、歳入の方からご説明いたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

1款 分担金及び負担金 2項 設置市町負担金でございます。

補正前の額1億2,100万円に114万円を追加し、予算現計を1億2,214万円といたすものでございます。これは、衛生施設及び清掃施設建設に係る起債償還に伴う交付税の確定によるものでございます。

次に、7款 繰入金でございます。

補正前の額1億541万8千円に2,358万4千円を追加し、予算現計を1億2,900万2千円といたすものでございます。内訳でございますが、人事院勧告による給与改定、及び衛生施設の起債償還に伴う交付税の確定により、財政調整基金から2,358万4千円を繰り入れるものでございます。

次に、10款 組合債でございます。

補正前の額7億1,480万円から560万円を減額し、予算現計を7億920万円といたすものでございます。内訳でございますが、東部最終処分場浸出水処理施設乾燥設備ドラム更新事業に係る事業費の確定に伴い減額いたすものでございます。

それでは続きまして、有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書（第3号）をご覧くださいと思います。

補正予算説明書により、歳入予算の一部と歳出予算をご説明いたします。

補正予算説明書の2ページをお願いいたします。

はじめに1款 分担金及び負担金 1項 負担金 6目 消防費負担金でございます。

これは消防費において、令和5年度基準財政需要額が確定したことによる再算定に伴う補正でございます。総額での負担金の増減については発生いたしておりません。

続きまして、歳出予算についてご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額7,826万4千円に33万9千円を追加し、予算現計を7,860万3千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定並びに職員の人事異動等に伴い、1節 報酬、2節 給料、4節 共済費において増額並びに、3節 職員手当等を減額いたすものでございます。

次に、2項 企画費 1目 企画費でございます。

補正前の額3,688万2千円に14万1千円を追加し、予算現計を3,702万3千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い、1節 報酬を増額いたすものでございます。

次に、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございます。

補正前の額5,706万円に17万5千円を追加し、予算現計を5,723万5千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い、1節 報酬を増額いたすものでございます。

次に、2目 総合支援費でございます。

補正前の額2,063万6千円に38万6千円を追加し、予算現計を2,102万2千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定並びに職員の人事異動等に伴い、1節 報酬、3節 職員手当等、4節 共済費を増額いたすものでございます。

次に、4款 衛生費 1項 衛生総務費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額5,215万2千円に8万5千円を追加し、予算現計を5,223万7千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い、1節 報酬を増額いたすものでございます。

次に、3項 清掃費 1目 第1衛生施設管理運営費でございます。

補正前の額2億1,065万8千円に44万3千円を追加し、予算現計を2億1,110万1千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定並びに職員の人事異動等に伴い、1節 報酬、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費を増額いたすものでございます。

次に、3目 クリーンパークファイブ施設管理運営費でございます。

補正前の額6億9,913万6千円に69万1千円を追加し、予算現計を6億9,982万7千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定並びに職員の人事異動等に伴い、1節 報酬、2節 給料、4節 共済費を増額いたすものでございます。

また、クリーンパークファイブ焼却施設におけるゴミ破碎機主要部品の取替に伴う修繕料の増額、並びに突発修繕に必要な財源として、光熱水費を減額いたしております。

次に、5目 1市3町清掃施設建設費でございます。

補正前の額3億2,663万6千円に79万5千円を追加し、予算現計を3億2,743万1千円といたすものでございます。

内訳でございますが、建設事業の起債償還による交付税の確定に伴う増額分を積立金に充当するものでございます。

次に、6目 東部清掃施設管理運営費でございます。

補正前の額6億7,745万円から増減はありませんが、人事院勧告による給与改定並びに職員の人事異動等に伴い、1節 報酬、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費を増額し、18節 負担金、補助及び交付金を減額いたすものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、7目 玉名市玉東町清掃施設建設費でございます。

補正前の額7,592万2千円から748万円を減額し、予算現計を6,844万2千円といたすものでございます。これは、東部最終処分場浸出水処理施設乾燥設備ドラム更新事業費の確定に伴い、14節 工事請負費を減額いたすものでございます。

次に、5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。

補正前の額18億2,615万4千円に2,130万円を追加し、予算現計を18億4,745万4千円といたすものでございます。

内訳でございますが、人事院勧告による給与改定等に伴い、1節 報酬、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費を増額いたすものでございます。

次に、6款 公債費 1項 公債費 2目 利子でございます。

補正前の額3,571万円に20万7千円を追加し、予算現計を3,591万7千円といたすものでございます。これは、東部清掃償還利子の利率確定に伴い増額いたすものでございます。

次に、7款 予備費でございます。

補正前の額1,275万7千円に204万2千円を追加し、予算現計を1,479万9千円といたすものでございます。

内訳でございますが、清掃施設の建設事業に係る起債償還による交付税の確定に伴う増額分及び、東部最終処分場浸出水処理施設乾燥設備ドラム更新事業に係る事業費の確定に伴う減額分を予備費に充当いたすものでございます。

引き続き、議案書に戻っていただきまして、議案書の11ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「東部清掃施設整備事業」でございます。補正前の限度額4,970万円を、補正後の限度額4,410万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上、組合 一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご提案を申し上げました。ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第9、議案第16号「令和5年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第10「審査事項の付託について」を議題といたします。議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。議会運営委員会の方は、集合をお願いいたします。

休憩 午後0時20分

再開 午後0時30分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和5年第5回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後0時30分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

松井 一也

有明広域行政事務組合議会署名議員

北本 将幸

有明広域行政事務組合議会署名議員

亀崎 清貴